

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 7 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると併に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和7年8月20日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民年金に関する事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、届書の受理・報告、裁判請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除、学生納付特例に係る届書、申請の受理、その他の法定受託事務を行うものである。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルは、次の国民年金関係事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・国民年金被保険者の資格取得、種別変更等の届出事務・国民年金保険料免除、納付猶予等申請の受付事務(継続免除、生活扶助受給者等の法定免除を含む)・年金受給に伴う裁判請求事務・年金生活者支援給付金の届出受付事務 |
| ③システムの名称 | 1. 国民年金システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。) 第9条第1項 別表の46及び128の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民福祉部 市民課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 大洲市役所 市民福祉部 市民課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年6月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年6月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | <input type="checkbox"/> 委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | <input type="checkbox"/> 提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に記載の留意事項を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 日本年金機構に提出するマイナンバー入りの国民年金届書(CSV)は、日常的には指静脈とパスワード認証の必要なPC内で管理しており、年金機構への提出時には、3ヶ月ごとに年金機構から送付されるパスワードにより保護して提出している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

9. 監査

| | | | |
|-------|---|---|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/> 自己点検] | [<input checked="" type="radio"/> 内部監査] | [<input type="checkbox"/> 外部監査] |
|-------|---|---|-----------------------------------|

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

| | |
|--|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [<input type="checkbox"/> ③ 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] |
| <選択肢> | |
| 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 | |
| 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 | |
| 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 | |
| 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 | |
| 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | |
| 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 | |
| 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 | |
| 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | |
| 9) 従業者に対する教育・啓発 | |

| | | |
|--------------|------------------------------------|---|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|--------------|------------------------------------|---|

| | | |
|-------|---|--|
| 判断の根拠 | 国民年金メニューを含む総合行政情報システムは、指静脈と2段階のパスワード認証によりログイン制限している。また、職員ごとにアクセス可能な業務メニューを制限しており、人事異動の発生ごとに職員のアクセス権限を見直すことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。さらに、アクセスログの記録により、権限のない者による不正アクセスのチェック体制を構築している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |
|-------|---|--|

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------|---|---|------|----------------------|
| 平成30年6月28日 | I-5 ②所属長の役職名 | 課長 武知 省吾 | 課長 | 事後 | |
| 平成30年6月28日 | II-1及び2 いつ時点の計数か | 平成27年5月22日 時点 | 平成30年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | I-7 請求先 | 大洲市役所 総合政策部 情報管理課 | 大洲市役所 総務企画部 企画情報課 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | II-1及び2 いつ時点の計数か | 平成30年6月1日 時点 | 令和1年5月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | IV-1~9 | (記載なし) | (各項目追加) | 事後 | 様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加 |
| 令和2年6月5日 | II-1及び2 いつ時点の計数か | 令和1年5月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | I-1 ②事務の概要 | <p>国民年金に関する事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、届書の受理・報告、裁判請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除、学生納付特例に係る届書、申請の受理、その他の法定受託事務を行うものである。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルは、次の国民年金関係事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金被保険者の資格取得、喪失等の届出事務 ・国民年金保険料免除、納付猶予等申請の受付事務(継続免除、生活扶助受給者等の法定免除を含む) ・年金受給に伴う裁判請求事務 | <p>国民年金に関する事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、届書の受理・報告、裁判請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除、学生納付特例に係る届書、申請の受理、その他の法定受託事務を行うものである。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルは、次の国民年金関係事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金被保険者の資格取得、種別変更等の届出事務 ・国民年金保険料免除、納付猶予等申請の受付事務(継続免除、生活扶助受給者等の法定免除を含む) ・年金受給に伴う裁判請求事務 ・年金生活者支援給付金の届出受付事務 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | I-3 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の31及び95の項 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の31及び95の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | I-7 請求先 | 大洲市役所 総務企画部 企画情報課 (略) | 大洲市役所 総合政策部 企画情報課 (略) | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | II-1及び2 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年12月1日 | I-5 ①部署 | 市民福祉部 保険年金課 | 市民福祉部 市民課 | 事後 | |
| 令和4年12月1日 | I-8 連絡先 | 大洲市役所 市民福祉部 保険年金課 (略) | 大洲市役所 市民福祉部 市民課 (略) | 事後 | |
| 令和4年12月1日 | II-1及び2 いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 時点 | 令和4年10月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年1月15日 | II-1及び2 いつ時点の計数か | 令和4年10月1日 時点 | 令和5年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年8月20日 | II-1及び2 いつ時点の計数か | 令和5年11月1日 時点 | 令和7年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年8月20日 | I-3 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の31及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表の46及び128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2 | 事後 | |
| 令和7年8月20日 | IV-1~9 | (1~9項目) | (2項目追加1~11項目に変更) | 事後 | 新様式による項目の追加 |